

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 253 「投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い」

企業会計基準委員会（ASBJ）より、2021年6月17日、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。）が公表されました。今回は当適用指針の内、2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される「投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い」について解説します。

●改正概要

市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託については、特段の定めがないことに起因して、実務上、会計処理に多様性が生じており、時価をもって貸借対照表価額としているケースと、時価を把握することが極めて困難と認められるため取得原価をもって貸借対照表価額としているケースが識別されていました。ここで、時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないとしており、市場価格のない株式等を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとされています。また、投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられています。これらを踏まえ、金融商品会計基準に従い、一律に時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することとされました。

●時価の算定に関する取扱い

市場における取引価格が存在する場合は、期末時点における取引価格を時価とされています。

市場における取引価格が存在せず、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合は、基準価額を時価とすることとされました。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではありません。市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの

対価を求められるほどの重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなすことができることとされました。
なお、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとされました。

以上